

令和 3 年 第 1 回

茅ヶ崎市議会臨時会議会議案資料

令和 3 年 5 月 1 2 日

目 次

議会議案第 3 号関係	-----	1
議会議案第 4 号関係	-----	5
議会議案第 5 号関係	-----	8
議会議案第 6 号関係	-----	10

茅ヶ崎市議会委員会条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

任期の満了による委員の改選が、任期が満了する日より前に行われた場合における前任の委員の任期を定めることにより、改選に係る委員の任期をより明確にするため提案する。

2 根拠法規

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 109 条第 1 項及び第 9 項

3 条例の概要

- (1) 任期の満了による常任委員の改選が、任期の満了する日より前に行われ後任の常任委員の選任があったときは、前任の常任委員の任期は、当該選任の時までとすることとした。（第 4 条関係）
- (2) 所要の規定を整備することとした。（第 5 条から第 23 条まで関係）
- (3) この条例は、公布の日から施行することとした。

茅ヶ崎市議会委員会条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(<u>常任委員の任期</u>)</p> <p>第4条 常任委員会の委員（以下「常任委員」という。）の任期は、<u>選任の日から起算して2年とする。ただし、後任の常任委員が選任されるまで引き続きその職務を行うものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、補欠の常任委員の任期は、前任の常任委員の残任期間とする。</u></p> <p><u>3 略</u></p> <p><u>4 前項の規定により後任の常任委員の選任があったときは、前任の常任委員の任期は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、当該選任の時までとする。</u></p> <p>(<u>議会運営委員会の設置等</u>)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>前条</u>の規定は、議会運営委員の任期について準用する。</p> <p>(<u>特別委員会の設置等</u>)</p> <p>第6条 略</p> <p>(<u>常任委員、議会運営委員及び特別委員の選任</u>)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、<u>第4条第2項の規定の例による。</u></p> <p>(<u>委員長及び副委員長</u>)</p> <p>第8条 略</p> <p>(<u>委員長及び副委員長が共にないときの互選</u>)</p> <p>第9条 略</p> <p>(<u>委員長の議事整理権及び秩序保持権</u>)</p> <p>第10条 略</p> <p>(<u>委員長の職務代行</u>)</p> <p>第11条 略</p> <p>(<u>委員長又は副委員長の辞任</u>)</p> <p>第12条 略</p> <p>(<u>議会運営委員又は特別委員の辞任</u>)</p> <p>第13条 略</p> <p>(<u>招集</u>)</p>	<p>(<u>常任委員の任期</u>)</p> <p>第4条 常任委員会の委員（以下「常任委員」という。）の任期は、<u>2年</u></p> <p>とする。ただし、後任の常任委員が選任されるまで引き続きその職務を行うものとする。</p> <p><u>2 略</u></p> <p><u>3 第1項の規定にかかわらず、補欠の常任委員の任期は、前任の常任委員の残任期間とする。</u></p> <p>(<u>常任委員の任期の起算</u>)</p> <p>第5条 <u>常任委員の任期は、選任の日から起算する。ただし、任期の満了による改選が任期の満了の前に行われたときは、当該改選に係る常任委員の任期は、前任の常任委員の任期の満了の日の翌日から起算する。</u></p> <p>(<u>議会運営委員会の設置等</u>)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>前2条</u>の規定は、議会運営委員の任期について準用する。</p> <p>(<u>特別委員会の設置等</u>)</p> <p>第7条 略</p> <p>(<u>常任委員、議会運営委員及び特別委員の選任</u>)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、<u>第4条第3項の規定の例による。</u></p> <p>(<u>委員長及び副委員長</u>)</p> <p>第9条 略</p> <p>(<u>委員長及び副委員長が共にないときの互選</u>)</p> <p>第10条 略</p> <p>(<u>委員長の議事整理権及び秩序保持権</u>)</p> <p>第11条 略</p> <p>(<u>委員長の職務代行</u>)</p> <p>第12条 略</p> <p>(<u>委員長又は副委員長の辞任</u>)</p> <p>第13条 略</p> <p>(<u>議会運営委員又は特別委員の辞任</u>)</p> <p>第14条 略</p> <p>(<u>招集</u>)</p>

第14条 略

(定足数)

第15条 会議は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ開くことができない。ただし、第17条の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。

(表決)

第16条 略

(委員長及び委員の除斥)

第17条 略

(公開の原則及び秘密会)

第18条 略

(傍聴)

第19条 略

(出席説明の要求)

第20条 略

(秩序保持に関する措置)

第21条 略

(記録)

第22条 略

(委任)

第23条 略

第15条 略

(定足数)

第16条 会議は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ開くことができない。ただし、第18条の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。

(表決)

第17条 略

(委員長及び委員の除斥)

第18条 略

(公開の原則及び秘密会)

第19条 略

(傍聴)

第20条 略

(出席説明の要求)

第21条 略

(秩序保持に関する措置)

第22条 略

(記録)

第23条 略

(委任)

第24条 略

茅ヶ崎市議会委員会条例の一部を改正する条例参照条文

○地方自治法

第百九条 普通地方公共団体の議会は、条例で、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を置くことができる。

- ② 常任委員会は、その部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。
- ③ 議会運営委員会は、次に掲げる事項に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。
 - 一 議会の運営に関する事項
 - 二 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
 - 三 議長の諮問に関する事項
- ④ 特別委員会は、議会の議決により付議された事件を審査する。
- ⑤ 第百十五条の二の規定は、委員会について準用する。
- ⑥ 委員会は、議会の議決すべき事件のうちその部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関するものにつき、議会に議案を提出することができる。ただし、予算については、この限りでない。
- ⑦ 前項の規定による議案の提出は、文書をもつてしなければならない。
- ⑧ 委員会は、議会の議決により付議された特定の事件については、閉会中も、なお、これを審査することができる。
- ⑨ 前各項に定めるもののほか、委員の選任その他委員会に関し必要な事項は、条例で定める。

茅ヶ崎市議会会議規則の一部を改正する規則について

1 提案の理由

茅ヶ崎市議会委員会条例の改正に伴い、所要の規定を整備するため提案する。

2 根拠法規

地方自治法（昭和22年法律第67号）第120条

3 規則の概要

(1) 引用条項を改めることとした。（第1条、第89条、第111条、第124条関係）

(2) この規則は、公布の日から施行することとした。

茅ヶ崎市議会会議規則の一部を改正する規則新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第120条の規定に基づく会議規則を定めるほか、法第100条第12項の規定に基づく議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場に関する事項、同条第13項の規定に基づく議員の派遣に関する事項及び法第134条第2項の規定に基づく懲罰に関する事項並びに茅ヶ崎市議会委員会条例（昭和30年茅ヶ崎市条例第9号）第23条の規定に基づく常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会に関する事項について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(議長への通知)</p> <p>第89条 委員長は、茅ヶ崎市議会委員会条例第14条第1項の規定により委員会の会議を招集しようとするときは、開会の日時及び場所、会議に付する事件等をあらかじめ議長に通知しなければならない。</p> <p>(指定者以外の者の退場)</p> <p>第111条 茅ヶ崎市議会委員会条例第18条第1項ただし書の規定により秘密会を開く議決があったときは、委員長は、傍聴人及び委員長の指定する者以外の者を会議室の外に退去させなければならない。</p> <p>(互選の方法)</p> <p>第124条 茅ヶ崎市議会委員会条例第8条第2項の規定による委員長及び副委員長の互選又は同条例第9条第1項の規定による委員長の互選は、それぞれ単記無記名投票により行う。</p> <p>2 〽 略 6</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第120条の規定に基づく会議規則を定めるほか、法第100条第12項の規定に基づく議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場に関する事項、同条第13項の規定に基づく議員の派遣に関する事項及び法第134条第2項の規定に基づく懲罰に関する事項並びに茅ヶ崎市議会委員会条例（昭和30年茅ヶ崎市条例第9号）第24条の規定に基づく常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会に関する事項について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(議長への通知)</p> <p>第89条 委員長は、茅ヶ崎市議会委員会条例第15条第1項の規定により委員会の会議を招集しようとするときは、開会の日時及び場所、会議に付する事件等をあらかじめ議長に通知しなければならない。</p> <p>(指定者以外の者の退場)</p> <p>第111条 茅ヶ崎市議会委員会条例第19条第1項ただし書の規定により秘密会を開く議決があったときは、委員長は、傍聴人及び委員長の指定する者以外の者を会議室の外に退去させなければならない。</p> <p>(互選の方法)</p> <p>第124条 茅ヶ崎市議会委員会条例第9条第2項の規定による委員長及び副委員長の互選又は同条例第10条第1項の規定による委員長の互選は、それぞれ単記無記名投票により行う。</p> <p>2 〽 略 6</p>

茅ヶ崎市議会会議規則の一部を改正する規則参照条文

○地方自治法

第一百二十条 普通地方公共団体の議会は、会議規則を設けなければならない。

茅ヶ崎市議会委員会傍聴規程の一部を改正する告示について

1 提案の理由

茅ヶ崎市議会委員会条例の改正に伴い、所要の規定を整備するため提案する。

2 告示の概要

(1) 引用条項を改めることとした。(第1条、第8条関係)

(2) この告示は、公表の日から施行することとした。

茅ヶ崎市議会委員会傍聴規程の一部を改正する告示新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この告示は、茅ヶ崎市議会委員会条例（昭和31年茅ヶ崎市条例第9号）<u>第19条第2項</u>の規定に基づき、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(傍聴人の退室)</p> <p>第8条 傍聴人は、茅ヶ崎市議会委員会条例<u>第18条第1項</u>ただし書の規定による秘密会を開く議決があったときは、速やかに退室しなければならない。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この告示は、茅ヶ崎市議会委員会条例（昭和31年茅ヶ崎市条例第9号）<u>第20条第2項</u>の規定に基づき、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(傍聴人の退室)</p> <p>第8条 傍聴人は、茅ヶ崎市議会委員会条例<u>第19条第1項</u>ただし書の規定による秘密会を開く議決があったときは、速やかに退室しなければならない。</p>

茅ヶ崎市議会広報広聴委員会規程の一部を改正する告示について

1 提案の理由

任期の満了による委員の改選は、任期が満了する日より前に行うことができること及びかかる場合における前任の委員の任期を定めることにより、改選に係る委員の任期をより明確にするため提案する。

2 告示の概要

- (1) 任期の満了による委員の改選は、任期が満了する日の 30 日前の日以後に行うことができること等とした。(第 4 条関係)
- (2) この告示は、公表の日から施行することとした。

茅ヶ崎市議会広報広聴委員会規程の一部を改正する告示新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(委員)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 委員の任期は、<u>選任の日から起算して2年と</u>する。ただし、後任の委員が選任されるまで引き続きその職務を行うものとする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、補欠の委員の任期は、<u>前任の委員</u>の残任期間とする。</p> <p>4 <u>任期の満了による委員の改選は、任期が満了する日の30日前の日以後に行うことができる。</u></p> <p>5 <u>前項の規定により後任の委員の選任があったときは、前任の委員の任期は、第2項及び第3項の規定にかかわらず、当該選任の時までとする。</u></p>	<p>(委員)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 委員の任期は、<u>2年</u>と する。ただし、後任の委員が選任されるまで引き続きその職務を行うものとする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、補欠の委員の任期は、<u>前任者</u>の残任期間とする。</p>